

Ⅳ 条例・規則

1 一宮市博物館条例

昭和62年7月3日 条例第26号

(設置)

第1条 郷土の歴史、文化遺産等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)

第18条の規定に基づき、博物館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 一宮市博物館

位置 一宮市大和町妙興寺字妙興寺境内 2390 番地

(事業)

第3条 一宮市博物館(以下「博物館」という。)は、考古、歴史、美術工芸、織物工業、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管及び展示並びに資料の調査及び研究その他教育委員会規則で定める事業を行う。

(職員)

第4条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(博物館運営協議会)

第4条の2 法第20条第1項の規定により、一宮市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平27条例14・追加)

(休館日)

第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合を除く。

(2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。

(3) 12月28日から翌年の1月4日まで

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(平17条例71・一部改正)

(開館時間等)

第6条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入館は、午後4時30分までとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間等を変更することができる。

(観覧料)

第7条 常設展示の観覧料(以下「常設観覧料」という。)は、別表第1に定めるとおりとする。

2 特別展示の観覧料(以下「特別観覧料」という。)は、800円を超えない範囲でその都度教育委員会が定める。

3 常設観覧料及び特別観覧料(以下「観覧料」という。)の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)の額が含まれるものとする。

(年間観覧券等)

第7条の2 教育委員会は、観覧者の利便を図るため、次に掲げる観覧券(以下「年間観覧券等」という。)を発行することができる。

(1) 年間観覧券

(2) 常設展示共通観覧券

(3) 年間共通観覧券

2 年間観覧券等は、次の各号に掲げる観覧券の区分に応じ、当該各号に定める観覧に利用することができる。ただし、団体による観覧には利用することができない。

(1) 年間観覧券 博物館における常設展示及び特別展示に係る観覧

(2) 常設展示共通観覧券 次に掲げる施設における常設展示に係る観覧

ア 博物館

イ 一宮市三岸節子記念美術館条例(平成17年一宮市条例第68号)に規定する一宮市三岸節子記念美術館(以下「美術館」という。)

(3) 年間共通観覧券 前号ア及びイに掲げる施設における常設展示及び特別展示に係る観覧

3 年間観覧券等に係る使用料の額、有効期間及び有効利用回数は、別表第1の2に定めるとおりとする。この場合において、使用料の額には、消費税等の額が含まれるものとする。

4 年間観覧券等は、再発行しない。ただし、汚損等による場合で、年間観覧券等の記載内容が確認でき、かつ、これを回収することができるときは、この限りでない。

5 年間観覧券及び年間共通観覧券は、その購入の際あらかじめ教育委員会に届け出て登録された者(以下この項において「登録者」という。)1名のみが利用することができる。この場合において、登録者を変更しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。

平21条例31・追加)

(観覧料の納入)

第8条 観覧料は、入館のときに納入しなければならない。ただし、年間観覧券等による観覧その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を還付することができる。ただし、年

間観覧券等については、この限りでない。

(平 21 条例 31・一部改正)

(観覧料の減免)

第 9 条 市長は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(施設の使用等)

第 10 条 特別展示室（小展示室を含む。以下同じ。）、講座室、和室、屋外展示場又はギャラリー（以下「特別展示室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 資料の模写、模造、撮影等しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

3 他の博物館、図書館、研究機関その他教育委員会が適当と認めるもののうち資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

4 館長は、前 3 項の許可をする際、資料の管理上必要な指示又は条件を付すことができる。

(平 26 条例 53・一部改正)

(使用料)

第 11 条 前条第 1 項の許可を受けようとする者は、別表第 2 に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定める使用料は、許可を受ける時に納入しなければならない。

3 市長は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、第 1 項の使用料を減免し、又は還付することができる。

(使用の取消し等)

第 12 条 館長は、第 10 条第 1 項から第 3 項までの許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用の停止若しくは資料の返還を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な行為により許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長が管理上支障があると認めるとき。

(平 17 条例 71・平 21 条例 31・一部改正)

(原状回復義務)

第 13 条 使用者は、第 10 条第 1 項から第 3 項までの使用を終了したときは、直ちに当該展示室等又は資料を原状に復さなければならない。前条の規定により許可を取り消され、又は使用の停止若しくは資料の返還を命ぜられたときも、同様とする。

(秩序維持)

第 14 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、博物館への入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、若しくは博物館の施設、設備、資料等を汚損し、き損し、若しくは滅失した者又はそのおそれが

あると認められる者

(2) 館長の許可なく資料の模写、模造、撮影等の行為をした者

(3) 博物館又は資料の管理上必要な指示に従わない者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長が入館を不相当と認める者

(平 17 条例 71・一部改正)

(損害の賠償等)

第 15 条 観覧者又は使用者は、博物館の施設、設備、資料等を汚損し、き損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(平 17 条例 71・平 21 条例 31・一部改正)

(教育委員会規則への委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 62 年 11 月 2 日から施行する。

(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)

2 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例(昭和 39 年一宮市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則 (平成 4 年 3 月 3 日条例第 16 号)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の一宮市博物館条例の規定は、この条例の施行の日以後にその使用を許可するものについて適用し、同日前にその使用を許可したものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成 9 年 3 月 28 日条例第 3 号)抄

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例(第 1 条、第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条、第 20 条及び第 24 条から第 26 条までを除く。)の規定による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその使用を許可するものについて適用し、施行日前にその使用を許可したものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成 17 年 3 月 24 日条例第 71 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 6 月 26 日条例第 31 号)

この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 12 月 16 日条例第 53 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 10 条第 1 項及び別表第 2 に規定するギャラリーの使用に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則 (平成 27 年 3 月 24 日条例第 14 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例の一部改正)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例(平成 24 年一宮市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年一宮市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

別表第 1 (第 7 条関係)

(平 21 条例 31・一部改正)

個人・団体の別区分	個人 (1 人 1 回)	20 人以上の団体 (1 人 1 回)
一般	200 円	160 円
小学生・中学生	100 円	80 円
高校生・大学生	50 円	40 円

備考

1 この表において、「一般」とは、小学生、中学生、高校生及び大学生以外の者をいう。ただし、未就学児を除く。
2 未就学児は、無料とする。

別表第 1 の 2 (第 7 条の 2 関係)

(平 21 条例 31・追加)

区 分	年間観覧券	常設展示 共通観覧券	年間共通 観覧券
一般	800 円	400 円	2,000 円
高校生・ 大学生	400 円	200 円	1,000 円
小学生・ 中学生	200 円	100 円	500 円

2 一宮市博物館条例施行規則

昭和 62 年 10 月 15 日 教委規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一宮市博物館条例(昭和 62 年一宮市条例第 26 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、別段の定めがあるものを除き、条例に規定する用語の例による。

(平 21 教委規則 6・全改)

備考

1 別表第 1 備考第 1 項及び第 2 項の規定は、この表について適用する。

2 年間観覧券及び年間共通観覧券は、発行の日から 1 年間有効とする。ただし、有効期間の末日が博物館又は美術館の休館日に当たるときは、同日後最初に到来する休館日でない日まで有効とする。

3 常設展示共通観覧券は、施設ごとに観覧 1 回まで有効とする。

別表第 2 (第 11 条関係)

(平 26 条例 53・一部改正)

使用時間 区分	午前	午後	午前・午後
特別展示室	3,100 円	3,600 円	6,700 円
講座室	3,000 円	3,500 円	6,500 円
和室	2,000 円	2,400 円	4,400 円
屋外展示場	900 円	1,100 円	2,000 円
ギャラリー	400 円	500 円	900 円

備考

1 使用時間は、次による。

(1) 「午前」とは、午前 9 時 30 分から午後 0 時 30 分までをいう。

(2) 「午後」とは、午後 1 時から午後 4 時 30 分までをいう。

(3) 「午前・午後」とは、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までをいう。

2 利用者が入場料又は入場料に類するものを徴収する場合における使用料の額は、所定の使用料に当該使用料の 5 割に相当する額を加えた額とする。

3 使用料の額には、消費税等の額が含まれるものとする。

(事業)

第 3 条 条例第 3 条の教育委員会規則で定める事業は、次のとおりとする。

(1) 資料の専門的又は技術的な調査研究を行うこと。

(2) 資料に関する案内書、解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

(3) 資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

(4) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国又は他の地

方公共団体の施設等と緊密に情報の交換、資料の相互貸借等を行うこと。

(5) 学校、図書館、研究機関、公民館等教育又は文化に関する諸施設と協力すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業を行うこと。

(一宮市博物館観覧券等の交付)

第4条 観覧料を徴収する際には、一宮市博物館観覧券を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、団体20人以上で観覧しようとするときは、その代表者は、あらかじめ一宮市博物館団体観覧券交付申込書を教育委員会に提出したうえ、観覧料を納入して、一宮市博物館団体観覧券の交付を受けなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、年間観覧券等で観覧しようとするときは、あらかじめ一宮市博物館・一宮市三岸節子記念美術館年間観覧券等交付・登録申込書を教育委員会に提出したうえ、観覧料を納入して、年間観覧券等の交付を受けなければならない。

4 条例第7条の2第5項後段の規定による登録者の変更の届出は、一宮市博物館・一宮市三岸節子記念美術館年間観覧券等登録者変更届出書を教育委員会に提出して行わなければならない。

5 教育委員会が特に必要と認めるときは、第1項から第3項までに定める観覧券に代えて別の様式を定めることができる。

(平17教委規則32・平21教委規則6・一部改正)

(観覧料の還付)

第5条 条例第8条第2項本文の特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 天災地変その他の入館しようとする者の責めに帰することのできない理由により入館できないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(平21教委規則6・一部改正)

(観覧料の減免理由)

第6条 条例第9条の特別の理由は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち小学校、中学校又は特別支援学校の学齢児童又は学齢生徒及びその引率教職員が教育活動の一環として学年単位で展示品を観覧するとき。

(2) 次に掲げる者が展示品を観覧するとき。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人(1人に限る。)

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者及びその付添人(1人に限る。)

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の

交付を受けている者及びその付添人(1人に限る。)

エ 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳の交付を受けている者及びその付添人(1人に限る。)

オ 市内に在住又は在学の小学生又は中学生

カ 市内に在住する年齢満65歳以上の者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(平17教委規則32・平19教委規則3・平20教委規則9・平21教委規則6・一部改正)

(観覧料減免申請の手続)

第7条 前条第1号及び第3号の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、一宮市博物館観覧料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(平17教委規則32・平21教委規則6・一部改正)

(優待券等)

第8条 教育委員会が特に必要があると認めるときは、優待券又は招待券を発行することができる。

(損傷の届出等)

第9条 入館者は、入館に際し、博物館の施設、設備、資料等を汚損し、又は滅失させたときは、その旨を係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(平21教委規則6・一部改正)

(入館者の遵守事項)

第10条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 展示資料(館長が特に指定した展示品を除く。)に触れないこと。

(2) 所定の場所以外において喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(4) 係員の指示に従うこと。

(販売行為の禁止)

第11条 何人も博物館において、物品等の販売、金品の寄付募集等を行い、又は行わせてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

(平21教委規則6・一部改正)

(特別展示室等の使用)

第12条 条例第10条第1項の規定に基づき特別展示室等を使用する場合は、その用途が条例第3条の事業にふさわしいものでなければならない。

2 特別展示室等を使用しようとする者は、一宮市博物館特別展示室等使用申請書を館長に提出しなければならない。

3 前項の申請書は、使用しようとする日の属する月の6月前に相当する月の初日から使用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 館長は、第2項の規定による申請を許可するときは、一宮市博物館特別展示室等使用許可書を交付する。

5 次に掲げる場合には、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備が損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長がその使用を不相当と認めるとき。

(平17教委規則32・平21教委規則6・平24教委規則8・一部改正)

(模写、模造、撮影、閲覧等)

第13条 条例第10条第2項の規定に基づき、資料の模写、模造、撮影、閲覧等(以下「模写等」という。)をしようとする者は、あらかじめ一宮市博物館模写等許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請を許可するときは、一宮市博物館模写等許可書を交付する。

3 模写等は、館内の所定の場所において係員の指示に従って行わなければならない。

4 次に掲げる場合には、第1項の許可をしない。

- (1) 資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 寄託者又は著作権者の同意を得ていないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長がその利用を不相当と認めるとき。

(平17教委規則32・平21教委規則6・一部改正)

(使用料の減免)

第14条 条例第11条第3項の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事に使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

2 前項第1号に該当する場合の使用料の額は、条例別表第2に定める使用料の額の50パーセントに相当する額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(平17教委規則32・平21教委規則6・一部改正)

(使用料減免申請の手続)

第15条 前条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、一宮市博物館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(平17教委規則32・平21教委規則6・一部改正)

(使用料の還付)

第16条 条例第11条第3項の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可を受けた者の責めによらない理由で使用することができないとき。
- (2) 公益上又は博物館の都合により使用の許可を取り消したとき。
- (3) 使用日前7日(この日が休館日に当たるときは、その前日)までに使用の取消しの申出があり、教育委員会が相当の

理由があると認めるとき。

2 前項各号に該当する場合において還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 前項第1号及び第2号に該当する場合 納付すべき使用料の額の100パーセントに相当する額

(2) 前項第3号に該当する場合 納付すべき使用料の額の50パーセントに相当する額

3 使用料の還付を受けようとする者は、第12条第4項の使用許可書を添付して、一宮市博物館使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(平17教委規則32・平21教委規則6・一部改正)

(名誉館長及び副館長の設置)

第17条 博物館に名誉館長及び副館長を置くことができる。

(平14教委規則5・全改、平17教委規則32・旧第18条繰上)

(職務)

第18条 館長は、上司の命を受け、博物館の管理運営を掌握し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、上司の命を受け、館長を補佐する。

3 名誉館長は、館長から博物館の運営等について相談を受けた場合、意見を述べるものとする。

(平14教委規則5・全改、平17教委規則32・旧第19条繰上)

(処務)

第19条 この規則で定めるもののほか、博物館の処務に関し必要な事項は、一宮市教育委員会事務局処務規則(昭和45年一宮市教委規則第2号)の例による。

(平17教委規則32・旧第20条繰上、平21教委規則6・一部改正)

(帳票)

第20条 この規則の施行に関し必要な帳票の名称は、次のとおりとし、その様式は、教育委員会が別に定める。

- (1) 一宮市博物館観覧券
- (2) 一宮市博物館団体観覧券交付申込書
- (3) 一宮市博物館団体観覧券
- (4) 一宮市博物館・一宮市三岸節子記念美術館年間観覧券等交付・登録申込書
- (5) 一宮市博物館年間観覧券(一宮市博物館年間パスポート)
- (6) 一宮市博物館・一宮市三岸節子記念美術館常設展示共通観覧券
- (7) 一宮市博物館・一宮市三岸節子記念美術館年間共通観覧券(一宮市ミュージカード)
- (8) 一宮市博物館・一宮市三岸節子記念美術館年間観覧券等登録者変更届出書
- (9) 一宮市博物館観覧料減免申請書
- (10) 一宮市博物館特別展示室等使用申請書
- (11) 一宮市博物館特別展示室等使用許可書
- (12) 一宮市博物館模写等許可申請書

- (13) 一宮市博物館模写等許可書
- (14) 一宮市博物館使用料減免申請書
- (15) 一宮市博物館使用料還付申請書

(平 17 教委規則 32・追加、平 21 教委規則 6・一部改正)
(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、昭和 62 年 11 月 2 日から施行する。

付 則 (昭和 63 年 9 月 13 日教委規則第 7 号)

この規則は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。

付 則 (平成元年 3 月 9 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 3 年 9 月 26 日教委規則第 7 号)

この規則は、平成 3 年 9 月 29 日から施行する。

付 則 (平成 5 年 3 月 25 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 14 年 3 月 27 日教委規則第 5 号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 16 年 11 月 1 日教委規則第 5 号)

1 この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づき作成されている帳票は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

付 則 (平成 17 年 3 月 24 日教委規則第 32 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 19 年 3 月 28 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 20 年 3 月 28 日教委規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21 年 6 月 26 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 12 月 27 日教委規則第 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正)

2 一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則(平成 17 年一宮市教委規則第 33 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(一宮市三岸節子記念美術館条例施行規則の一部改正)

3 一宮市三岸節子記念美術館条例施行規則(平成 17 年一宮市教委規則第 34 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 一宮市文化財保護条例

昭和 35 年 4 月 4 日

条例第 20 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財及び愛知県文化財保護条例(昭和 30 年愛知県条例第 6 号)により指定を受けた文化財以外の文化財で、一宮市内に存するものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともにわが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(平 17 条例 70・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例で「文化財」とは、法第 2 条第 1 項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群をいう。

(平 17 条例 70・一部改正)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第 3 条 一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(平 17 条例 70・一部改正)

第 2 章 一宮市指定文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、一宮市の区域内に存する文化財のうち、一宮市にとって重要なものを、市長と協議の上、一宮市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定により文化財を指定するには、所有者の申請に基づくか又は所有者の同意を得なければならない。

3 前項の規定により文化財の指定をしようとするときは、教育委員会はあらかじめ別に定める一宮市文化財保護審議会に諮問するものとする。

(平 17 条例 70・一部改正)

(指定の解除)

第 5 条 市指定文化財が市指定文化財としての価値を失った場合、その他特殊の理由があるときは、教育委員会は一宮市文化財保護審議会に諮りその指定を解除することができる。

(管理)

第 6 条 市指定文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則に基づいて発する教育委員会の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。

(平 17 条例 70・一部改正)

(所有者及び所在の変更)

第 7 条 市指定文化財の所有権等を変更したとき、又は市指定文化財の所在を変更しようとするときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平 17 条例 70・一部改正)

(滅失、き損等)

第8条 市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(平17条例70・一部改正)

(管理又は修理等の補助)

第9条 市は市指定文化財並びに国及び県指定の文化財のうち、一宮市内に存する文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存活用に要する経費につき、その文化財の所有者に補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会はその補助の条件として、管理又は修理に関して必要な事項を指示することができる。

(平17条例70・一部改正)

(補助金の返還)

第10条 前条の規定により補助金の交付を受け、若しくは補助金の交付を受けようとする所有者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市は当該補助金の全部又は一部を交付せず、又は当該所有者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し、条例又は教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外に補助金を使用したとき。

(平17条例70・一部改正)

(管理または修理に関する勧告)

第11条 市指定文化財の管理が適当でないため、当該市指定文化財が滅失し、き損し、又は盗みとられるおそれがあると認めるときは、教育委員会は所有者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し、必要な措置を勧告することができる。

(平17条例70・一部改正)

(公開)

第12条 教育委員会は、市指定文化財の所有者に対し、教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定文化財の出品を勧告し、又は所有者に対し公開を勧告することができる。

(平17条例70・一部改正)

(調査)

第13条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財の所有者に対し、当該文化財の現状又は管理の状況につき報告を求めることができる。

(平17条例70・一部改正)

(現状変更等の制限)

第14条 市指定文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(平17条例70・一部改正)

(修理の届出等)

第15条 市指定文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第3章 一宮市文化財保護審議会

(審議会)

第16条 教育委員会に一宮市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(職務)

第17条 審議会は、市文化財の指定及び解除並びに文化財の保存と活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、さらにこのために必要な調査研究を行う。

(平17条例70・一部改正)

(組織)

第18条 審議会委員は文化財に関し、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第21条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

第4章 補則

(教育委員会規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例70・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和38年7月30日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年10月8日条例第34号)

(施行)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際、現に改正前の一宮市文化財保護条例(以下「旧条例」という。)の規定により指定されている民

俗資料は、この条例の規定により指定された民俗文化財とみなす。

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定により任命されている一宮市文化財専門委員は、この条例の規定により任命された一宮市文化財保護審議会委員とみなす。ただし、第18条第2項の規定にかかわらず、任期は昭和53年6月30日までとする。

(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則 (平成17年3月24日条例第70号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、尾西市文化財保護条例(昭和39年尾西市条例第9号)又は木曾川町文化財保護条例(昭和37年木曾川町条例第9号)に基づく木曾川町文化財保護助成要綱(昭和40年7月1日)の規定により指定されている旧尾西市指定文化財及び旧木曾川町指定文化財は、それぞれ改正後の一宮市文化財保護条例の規定により指定された一宮市指定文化財とみなす。

4 一宮市豊島記念資料館の管理及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 地域住民の文化への理解と関心を深め、文化の発展に寄与するため、博物館の附属施設として一宮市豊島記念資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

2 資料館は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第3項に規定する行政財産(公用財産)として管理する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする

名 称 一宮市豊島記念資料館

位 置 一宮市本町通8丁目11番地

(事業)

第3条 資料館は、一宮市内を中心に収集された織物関連資料、考古資料、歴史資料等を収蔵・保管するとともに、1階部分については、必要に応じて一般の観覧に供する。

(管理及び運営)

第4条 資料館の管理及び運営は、一宮市博物館が携わることとする。

(開館)

第5条 資料館は、博物館の休館日を除き、利用者の求めに応じ可能な範囲内で、開館するものとする。

2 観覧時間は、午前10時から午後3時までの間とする。

(観覧料)

第6条 観覧料は無料とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、資料館の管理及び運営については、一宮市博物館条例(昭和62年一宮市条例第26号)及び一宮市博物館条例施行規則(昭和62年一宮市教委規則第4号)の規定を準用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。